● 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画とは

平成23年に発生した東日本大震災の際に、大都市のターミナル駅周辺において、多くの滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じました。これを大きく上回る被害が想定される、首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合においては、建築物の損壊や交通機関のマヒなどにより、甚大な人的・物的被害が想定されます。大規模な地震や津波発生時の混乱の発生等による人的被害等の抑制を図り、来街者等の生命を守るためには、滞留者・帰宅困難者対策とともに、避難対策を図る必要があります。

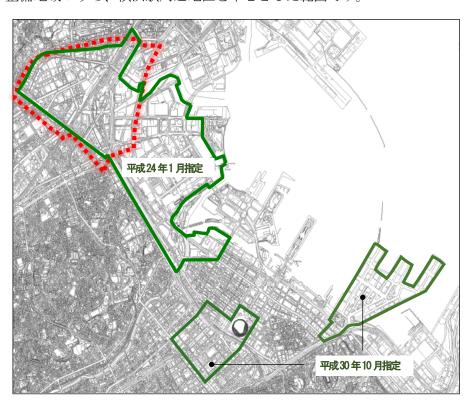
「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画」は、横浜駅周辺地区における 防災力の向上を図るために、国、横浜市などの行政機関と鉄道事業者・民間 事業者等が連携・協働した

- ・初動時における情報受伝達体制
- ・大規模地震や津波発生時における滞留者の避難対策
- · 滯留者 · 帰宅困難者対策
- ・災害に強い都市づくり

などに関する基本的な方針等を定めるものです。

●本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、次の図に示す横浜都心・臨海地域特定都市再生緊急 整備地域のうち、横浜駅周辺地区を中心とした範囲です。



横浜都心·臨海地区特定都市再生緊急整備地域 横浜駅周辺地区

横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の対象範囲

●計画の位置づけ

横浜市では、全市的に防災・防犯分野における様々な計画が定められています。その中で『横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画』は、国、横浜市などの行政機関と民間事業者等が連携して地区の防災力向上を図るため、主に「大規模地震や津波発生時における滞留者の避難対策」や「滞留者・帰宅困難者対策」等の目標や取組みを定めたものです。

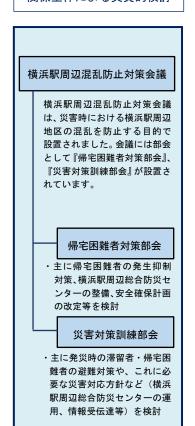
都市再生安全確保計画は、横浜駅周辺地区において、これら現在の取組 みを連動させるとともに、行政機関や民間事業者等による取組みを具現化 し、役割を明確にすることで災害時に対応できるようにするためのもので す。

●計画の作成体制

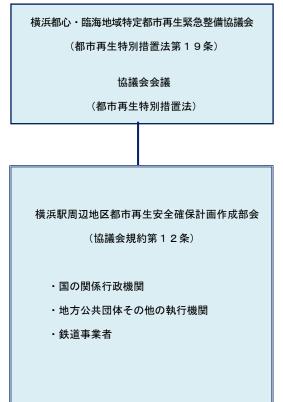
横浜駅周辺地区における都市再生安全確保計画を以下の体制により作成・改定します。

- ・計画の議決は、「横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会」が行うが、 同協議会規約第12条の規定に従い、「横浜駅周辺地区都市再生安全確保 計画作成部会」を計画に関する協議調整のために設置し、その議決をも って「横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会」の議決を得たものと みなすことができる。
- ・計画内容等の実質的検討は、既存の防災検討組織である「横浜駅周辺混乱 防止対策会議」で行い、協議会(作成部会)の議決を得るものとする。

関係主体による実質的検討



計画の議決(意思決定)



横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の作成・改定体制

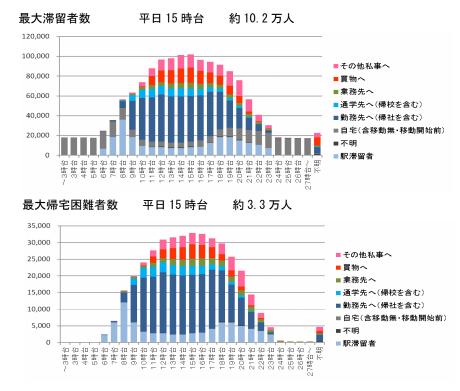
●想定災害と被害想定

本計画では、以下の地震による被害を想定します。

横浜駅周辺地区は、海に近いため、大規模な地震の他に津波を伴う地震についても想定します。横浜市地震被害想定調査報告書より発生頻度は低くても最大の被害がもたらされる以下の地震による被害を想定します。

地震のタイプ	地震被害の大きいタイプ	津波発生型	
想定地震	元禄型地震	慶長型地震	
震源、規模	神奈川、千葉南部	遠州灘~相模トラフ	
	M8. 1		
当該地区の震 度		_	
	震度 6 強~7	※「横浜市地震被害想定調査報	
		告書」に記載されていないため	
建築物被害	旧耐震建築物は大きな被害	旧耐震建築物に被害	
	新耐震建築物も一部で被害		
浸水	_	あり	
	※「横浜市地震被害想定調査報	(最大津波高さ約4.0m)	
	告書」に記載されていないため		
津波到達時間		75 分	
		※津波高さ、到達時間については	
	_	横浜市「平成25年度津波対策検	
	※「横浜市地震被害想定調査報	討調査」の慶長型地震における神	
	告書」に記載されていないため	奈川福祉保健センター、横浜平沼	
		高等学校の水位変動予測により	
		推定した。	

パーソントリップデータをもとに推計した結果による災害時に想定される最大滞留者数は約10.2万人、最大帰宅困難者数は約3.3万人です。



時間帯別最大滞留者数・帰宅困難者数

●横浜駅周辺地区の防災上の課題と解決のための目標と取組み

被害想定等をもとに、横浜駅周辺地区の防災上の課題を抽出し、それらの解決のための目標及び取組みを定めました。

被害忠定等をもとに、横浜駅局辺地区の防炎工の課題を抽出し、それら 防災上の課題	目標	中目標	取組み
課題① 発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制 ・発生時間(勤務時間外)により、職員が早期に派遣できない場合の情報収集(被害状況、交通機関の運行状況等)の遅延が生じる。 ・初動期における従業員から来街者等への指示や情報提供の遅延により混乱が発生する。 ・初動期における横浜駅情報連絡本部の連絡体制の強化が必要である。	①発災時における横浜駅情報連絡本部の 運営体制の確立	迅速な災害運営体制の立ち上げと正確な情報の収集・ 伝達体制の確立	・災害時の運営体制確立の事前準備 ・災害時に情報収受や対応方針の検討などを行うため、市職員や関係事業者が 集まれる場所・設備を駅直近に整備(横浜駅周辺総合防災センター) ・市職員が横浜駅情報連絡本部に到着するまでの初動対応の確保 ・市と民間事業者が連携した市本部、区本部等への情報受伝達の体制の強化 ・「情報受伝達マニュアル」の見直し等マニュアルの整備 ・災害時の体制確立の確実な実施 ・災害時の運営体制確立訓練の実施
課題② 滞留者・帰宅困難者対応 ②-1 滞留者・帰宅困難者への対応 ・災害時に発生する最大の滞留者、帰宅困難者数は、滞留者約10.2万人、帰宅困難者約3.3万人となっており、混乱が生じる。 ・現時点での横浜駅周辺における帰宅困難者一時滞在施設の受け入れ人数は、約1万人であり、帰宅困難者数約3.3万人に対して不足する。 ・市全体として帰宅困難者一時滞在施設の設置促進を図っているが、横浜駅周辺地区はすでに高密度に建物が集積し、帰宅困難者一時滞在施設を大幅に増やすことは難しい。		発生する帰宅困難者数の抑制と受入施設の拡充	・滞留者の発生抑制 ・家族等との安否確認手段の確保 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」の周知や『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充により、発生する帰宅困難者数を抑制 ・受入施設の確保 ・事業者・地域による帰宅困難者の支援 ・再開発等を行う際にエキサイトよこはま22まちづくりガイドライン防災・防犯分野の「災害時における滞留者や帰宅困難者への対策」の推進 ・滞留者・帰宅困難者の誘導、受入訓練の実施
②-2 津波避難スペース ・市全体として津波避難施設の設置促進を図っているが、横浜駅周辺地区は、既成市 街地であり、津波避難施設を大幅に増やすことは難しい。		津波避難スペース、避難施設の拡充	・津波避難スペースの拡充、確保 ・津波避難施設の指定の促進 ・地区内で再開発等を行う際の、行政機関・民間事業者の協力による津波避難施設の 指定促進
②-3 避難誘導 ・避難先への滞留者の配分の偏りや、幅員の狭い場所での過度な滞留が生じる。 ・滞留者が自分の居る場所から最も近い避難場所に避難したと想定した場合、避難者配分のアンバランスや、避難経路上の狭隘部で避難に要する時間が大きくなる。 ・避難経路の安全確認、避難誘導、交通整理の人員が確保できない場合がある。 ・性急な行動は、雑踏事故、二次被害(余震、津波)に巻き込まれる可能性がある。	②滞留者・帰宅困難者の抑制 及び支援	避難場所、主たる避難経路、避難手段、誘導計画、情報 伝達手段を事前に整理	・民間事業者と行政機関等が連携した災害時の対応の作成及び体制づくり ・津波時の避難誘導指針の作成 ・避難のための事前の準備 ・避難経路の安全確認 ・避難誘導先の設定 ・デッキレベルでの歩行者ネットワーク化による避難経路の確保 ・災害時用のマップ、避難方向を明示するサインの設置等情報提供ツールの 整備 ・避難誘導、交通整理の実施
②-4 徒歩帰宅支援 ・徒歩帰宅者に対する誘導策等が必要である。 ・徒歩帰宅時において、休憩場所やトイレの大幅な不足が想定される。		徒歩帰宅者への支援の実施	・道路沿いの被害情報や交通機関の運行状況などの情報提供 ・コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の「災害時帰宅支援ステーション」の拡充 ・滞留が想定される場所や道路横断地点での交通整理 ・避難誘導訓練の実施
②-5 要援護者対応 ・身障者、高齢者、傷病者、外国人など要援護者への情報提供・避難支援等が不足する。		要援護者に対する優先的な支援の実施	 ・地区内の高齢者、外国人等の把握 ・要援護者に対する優先的な救護、備蓄物資の配布 ・わかりやすい日本語や外国語を用いた災害対応マニュアルの作成や防災啓発の実施 ・要援護者や外国人を想定した訓練の実施 ・翻訳ツールの活用等多言語による避難誘導方法の拡充
②-6 備蓄 ・横浜駅周辺地区においては、多くの帰宅困難者が発生することが想定されているが、 それに対応した備蓄は確保されていない。迅速な対応を図る必要がある。		従業員、帰宅困難者のための備蓄の推進	・開発に伴う備蓄倉庫の整備 ・帰宅困難者数に見合う備蓄品の確保 ・企業事業所における必要数プラス10%備蓄の検討・推進 ・公共交通が復旧せず、帰宅が困難な者に対して備蓄品の配布 ・要援護者に優先的に備蓄品を配布 ・「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、関連団体に輸 送の協力を要請
課題③ 建築物の耐震化 ・横浜市では、耐震性を有する建築物は約8%であり、耐震性のない建築物は耐震補 強等の対策がされていないと大地震の時に大きな損傷を受ける恐れがある。	③建築物の耐震化	耐震性の把握、耐震改修の推進	・新耐震以前の建物の耐震性の把握 ・耐震補強、建て替えなどによる耐震性の確保 ・大規模な建築物や災害時に救急・救助等に重要な役割を果たす道路沿いの建 築物について耐震化を促進
課題② 情報提供ツール ・避難者及び滞留者等に迅速、的確に情報提供するためのツールや、行政及び事業者間の通信ツールが充実していない。 ・停電時における来街者に対する情報提供手段が確保されていない。 ・情報の輻湊及び流言飛語による混乱が予想される。	④情報提供ツールの整備	滞留者等に対する情報拠点や情報伝達設備の整備	・駅前の滞留者に対する適切なスピーカー、モニター設置など各種情報提供ツールの整備に向けた検討 ・情報受伝達体制の強化 ・災害時情報伝達訓練の実施

●都市再生安全確保にかかる事業 退避施設(帰宅困難者一時滞在施設)

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、横浜市より帰宅困難者一時滞在施設としてすでに指定されている施設及び指定予定の施設13施設を退避施設(帰宅困難者一時滞在施設)として定めます。

●都市再生安全確保にかかる事業 退避施設(津波避難施設)

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、横浜市より津波避難施設としてすでに指定されている施設及び指定予定の施設18施設を退避施設(津波避難施設)として定めます。

●都市再生安全確保にかかる事業 退避経路

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、災害時に有効かつ重要な避難経路2経路を退避経路として定めます。

●その他・滞在者等の安全を確保するために必要な事務等

都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第 5 号に規定する大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務として「横浜駅周辺地区災害時における来街者避難誘導サポート(支援)協定」を位置づけます。